

Title	初期ジンメルの歴史認識論
Author(s)	森嶋, 輝也
Citation	年報人間科学. 14 P. 15-P. 29
Issue Date	1993
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/7830
DOI	10.18910/7830
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

初期ジンメルの歴史認識論

森嶋 輝也

序

ゲオルグ・ジンメルには、その全ての時期にわたって歴史認識論に関する研究がある。すなわち初期の著作としては『歴史哲学の諸問題（一八九二）』が、さらに中期における同書の改訂第二版（一九〇五）と第三版（一九〇七）、そして後期のいわゆる歴史三論文（vgl. Simmel 1916, 16/17, 18）がそれである。これらの時期を通して、ジンメルの思想全体が大きな変容を遂げており、この歴史認識論研究それぞれの間にもかなりの差異が見られる。ジンメルの研究は主に①認識論②社会学及び社会心理学③生と文化の哲学の三層に分けられ、^①これらは相互作用しながら変化している。しかしその中でも全ての時期においてジンメルの関心を引き続けたテーマは

歴史認識論^②であり、またジンメル自身も認識論を彼の研究の基層に据えている。^③よって歴史認識論は彼の思想の全体像を描き出すためには不可欠な部分であり、その展開を通時的に追っていくことは、かえってそこに示された彼の思想全体の変遷を理解するのに役立つものと思われる。

この点に関しては、初期の設定にどのような問題が生じ、そしてそれを後にどのように解決しようとしたのか、またできたのかを問うことで明らかにされよう。すなわち、初期設定の内的な矛盾が変化を引き起こしたのか、それとも単に主題を深化させようとしただけなのかが問われなければならない。ただしその際、テキストに内在する論理展開だけで変化を説明できない部分に関しては、ジンメルの置かれた思想状況からの影響を考慮する必要があるろう。

この変化を調べるためのテキストとしては、先にも挙げた『歴史

『哲学の諸問題』（初版一八九二年）を使用する。ここで特に「初版」に限定するのは、ジンメルがこの書の第二版を出す時に初版と比べて大幅に書き直しているからである。確かに第二版から第三版にかけてもいくらかの加筆訂正が見られるが、第三版は第二版の二年後に出ていることから、これらほぼ同時期の著作とみなせるだろう（そしてそれが決定版となり、後に出版された第四版と第五版は内容上第三版と違いはない）。よってこれらの間の内容変更を検討することで、初期から中期にかけてのジンメルの思想の展開が読み取れると考えられる。しかし紙数の都合上本稿では初版に焦点を合わせ、その構造を探ることにより初期ジンメルの歴史認識論上の立場を明らかにしたい。

ジンメルの歴史認識論に関する研究は、彼の社会学についての研究に比べてずっと少ないにせよ、かなりの数が存在すると言えよう^④。しかしそれは中期のものに集中し、初期や後期を扱っているものはその中でもわずかしかない。例えば、この『歴史哲学』初版については、ヒンツェ（一八九三）やマイネッケ（一八九四）等、ジンメルと同時代の歴史家達からの書評がある。最近の研究ではほぼ唯一のものとして、フェルマン（一九八〇）が『歴史哲学』の初版から二版にかけての改訂を問題に取り挙げ論じている。しかし上記の研究以外のものでは、初版を参照することはあっても、皆第三版を使用している。これは第三版が『歴史哲学』の、そしてジンメルの歴史認識論の完成形態と一般にみなされていることに基づくものと思われる。しかし、筆者自身の問題関心はそこへ至る過程にある

ので、本稿では初版における議論の展開を追って行きたい。このテーマに関しては定説を参考にしたリ、あるいは逆に反論したりという形にはなりにくいだが、ジンメル研究における新しい分野の開拓という意味を持つだろう。

第一章 歴史研究における心理学的諸前提^⑤

1. 歴史認識の対象

ゲオルグ・ジンメルの著『歴史哲学の諸問題』（初版一八九二年）には副題として「ひとつの認識論的研究」という言葉がある。さらにジンメルはその前言で次のようにも語っている。すなわち「この研究への序は、純粹に認識論的なものとしてのその特徴を強調することに限定し得る^⑥」。これらの言葉からこの書でジンメルが認識論上の問題を論じたいと考えていたことは明らかである。しかし彼が「純粹に」認識論に「限定」したことはどのような意味があるのだろうか？ というのもジンメルは「続く考察では歴史的経験の認識批判に対して準備し、哲学的歴史考察を實行したい^⑦」とも語っているのである。だから、もしジンメルが認識論のうちで特に「純粹な」ものを考えているのだとしたら、何故わざわざ歴史認識という特殊な認識において「純粹な」認識論をする必要があるのか理解し難い。おそらく彼の言う「純粹」とは最も一般的な妥当性を指すのではなく、かえって一般的な認識論では語り得ない何か歴史認識論に特有なことを意味しているものと思われる。その場合この書の論

述方法は、一般的な認識と比較対照することで歴史認識の特殊な枠組みを明らかにすることになるだろう。

それに関しては最初の節である【歴史の対象の心的性格】で次のように述べられている。

「もし認識論が一般に次のような事実、つまり形式的に見れば認識は単なる表象であり、その主体は心であるという事実に由来するとしたならば、歴史認識の理論はさらにその素材が人の表象、意志、感情であること、つまりその客体が心であることとによって規定されるだろう。政治的または社会的、経済的または宗教的、法的または技術的な全ての外的諸事象は、それらが心の運動から生じたのでなく、心の運動を呼び起こすのでなければ、我々には興味のあるものでなく理解可能でもないだろう。」

ここでジンメルは、先ず対象を規定することから始めている。すなわち、歴史の客体は「心（の運動）」であり、一方それと対比されている「外的諸事象」が一般的な認識の対象だと思われる。普通ならば「心」に対して「物」を、「外的」に対しては「内的」という言葉を対比させるだろう。そして実はジンメルは他の箇所でも「心的」と「内的」をほぼ同義に用いている。けれども「物的」という言葉はどこでも用いていない。これはおそらく心—物二元論を採用したときに起こってくる様々な困難を避けるための処置であろう。確かに心—外という対比もまた別種の困難を生む。しかしそう置き換えることで、心—物二元論という存在論レベルの問題を「純粹に」

認識論上の問題へと還元できるので、その種の議論をこの書の主題として論じ得るのである。

その認識論上の問題としては、このような対象の差異が歴史認識にどのような特殊性をもたらすのかが問われる。それについては先ず、一般的認識との差異が「さらに」という言葉で比較されていることが注目ししよう。そこから、ジンメルが一般的な認識論の枠組みを土台として認めたその上に特殊なものを構築しようとしていることが解る。つまり歴史認識の対象である「心」とは、一般的な認識の結果それ自体を素材にして二階に構築されるものなのである。

先の引用からもう一つ明らかなのは、ジンメルがこの「心」と外的事象との間に何らかの関係を認め、それが歴史認識にとって重要だとみなしていることである。しかしそもそもなぜ外的事象の背後に「心」の存在を仮定する必要があるのだろうか。その理由をジンメルは次のように考えている。

「全ての人間相互の交わりにはあらゆる瞬間において直接確認し得ない他者の精神的な事象の存在が前提されねばならない。それなしにはこの他者の行為は意味も連関もない突発的衝動のごたごたとして現われるしかないだろう。」

すなわち行為の外的な部分はそれ自体としてみると身体の物理的運動にすぎない。だからそれを有意義な行為とみなすためには背後に「精神的諸事象」を前提する必要がある。つまりその「精神的諸事象」こそが目に見える行為の内的な「意味」なのである。ただし

この「意味」は「直接確認し得ない」ので、何らかの形で間接的に認識されねばならないだろう。行為の外的な部分はその媒介の役割を果たす重要な要素の一つである。知覚（一階の認識）により把握されるのはまさしく外的な部分のみであり、それが他者の心的な過程を指示することによって初めて知覚とは異なる間接的認識が行なわれる。よって精神的対象の認識こそが重要であれ、それだけを別個に行なうことはできない。歴史的認識の対象が二面性を持つことは偶然的な出来事ではなく、それは必ずこの両側面を持たねばならないのである。

このように個々の内・外諸対象の対応関係は他者の行為に「意味」を付与するが、先の引用によると、これらの関係からはさらに行爲の「連関」が形成される。これに関して、シンメルは「歴史家は諸事実を、それが心理的な経過の連関像を生み出すように解釈し形成し整理する¹⁰⁾」と述べている。「諸事実」の確定は一階の認識により行なわれることなので、それ自体は歴史家の問題ではない。そこで先ず彼のすべき「解釈」とは、外的な事実からその背後にありそれを動かしていると思定される心的な諸過程を間接的に読み取ることではないかと思われる。その場合、それら「解釈」された複数の単位的な外・内対象を「整理」することで、有意義な「連関」が「形成」されることになる。シンメルによると、この二段階を踏み「心理的な経過の連関像」を形成することこそが「歴史家」の目標となる。しかしそれは歴史認識そのものの課題であつても、歴史認識論の課題といえるだろうか。むしろ歴史認識論には、これらの解釈や

「連関」形成を行なうための手続きを確定することの方が重要だと思われる。そしてシンメルも次のように語っている。「認識論の課題は次のことである。すなわちそれに基づいて外的な記録と伝承から心的対象を推論し、同様に後者の間の《理解可能な》連関を成立させる規則の確定である¹¹⁾」

2. 「統一像」形成の二つの要因

「解釈（推論）」と「整理」により「連関像」を形成する際、その内容以上に問題となる「規則」とはどのようなものだろうか。シンメルの提出する次のような概念がその問いに対する回答を与えるかもしれない。つまり「我々の拠って立つ知性の絶対的アプリアの背後にすなわち、第二の、知性の内部で妥当する相対的アプリアがある¹²⁾」。

ここで「絶対的アプリア」が一般的認識に必要な諸前提だとすると、それと比較される「相対的アプリア」は歴史認識の条件のように思える。しかしそのことを明らかにするためには「相対的アプリア」の性格についてより詳しく検討しなければならない。シンメルはこの両者の対比に関してより具体的に次のように述べている。

「最も普遍的で全ての素材に用いられる、個別的経験を越えた諸形式と、特殊でそれ自身経験的に得られた、アプリアとしてただ一定の内容だけに適用可能な諸形式との間には、鋭く体系的な区別ではなく、きわめて漸進的な移行がある¹³⁾」

「絶対的アプリアリ」は「全ての素材」つまり一般のみならず歴史認識においても必要条件となるが、必要十分ではない。というのもそれは歴史認識の一階部分にとっただけどうしても必要な前提となる。しかし歴史認識はメタ認識、つまり二階の認識なので一階がないと困るが、それだけでは不十分なのである。一方、「相対的アプリアリ」は一階の認識においても必要とされるが、それは「絶対的アプリアリ」と共同で作用して初めて必要かつ十分になる。歴史認識においてもその協働はなくてはならないが、しかしこれは特に一般的図式では据えきれない歴史認識の二階部分を構成するための前提枠組みとなる。よって歴史認識論を語るには特にこの「相対的アプリアリ」を重視して、その具体的な有様や機能について考察する必要がある。その点に関しては、ジンメルはこれを「連関像」形成のための要因として次のように考えている。

「歴史の哲学者の最高の課題の一つは人間、出来事、集団、そして一時代における統一性のあの表象の主観的そして経験的要因間の相互の上昇、その限界特にその相互作用の確定といえよう。」¹⁴⁾

ここでジンメルは「統一性のあの表象」を人格だけではなく様々なものに認め、それは「主観的」と「経験的」の二種類の要因から構成されたものとしている。これらの「相互作用」によって「統一像」がより正しいものとなっていくのだとしたら、先ずこの二種類の「要因」が何かを明らかにする必要がある。次の引用がその手掛かりとなるかもしれない。すなわち「我々が上記の動機付けの二重

性に従って歴史的主体に前提された統一性について問う時、尚より深くに位置する問題が開かれる：どの程度客観的な心理学的経験がそしてどの程度主観的傾向が歴史的像の形成に！つまり与えられた最初の事実に基づきさらなる経過の図式を計画し最初の法則からの性格学的偏向の範囲を制限する形式に、共働しているかが問題なのである。」¹⁵⁾

歴史的像の「経験的」な形成要因の方は、ここでは「客観的な心理学的経験」と呼ばれているものにあたるだろう。ジンメルは既に「心理学」を心的諸事象に関する「法則科学」だと定義していたので、これは経験「法則」のことではないかと思われる。これに対して「主観的傾向」の方は、「法則」とは異なるもう一つの「統一像」の形成要因になるはずであるが、それが何であるかについてジンメルは次のように語っている。すなわち「それを以て我々が歴史的事実を解釈し整序するアプリアリの多様性は、本来ただある全く別の点で最も目につきやすく現れる、つまりその叙述が内容的に規定された先入見に導かれている時である。最も決定的な事例は、人が全ての研究をそれが因果法則を充たす時初めて正しいと宣言するのと全く同様、研究にそれが到達すべき目標を与え、それがそこへ到達した瞬間に初めて正しくかつ完成したものと見做されたり主張されたりするように最初から確定された傾向である。」¹⁶⁾

ここでジンメルは「因果法則」に対してそれと同様な「アプリアリ」の例として認識の「目標」を設定する「傾向」について述べている。よってこれこそが「統一像」の形成のための「主観的」要因

となるものであろう。また別のところでは彼は「個人的な関心は全
ての今後の事実の把握のための諸前提を一定の方向に固定する。」¹⁷
とも語っているので、この「主観的傾向」とは、「個人的な関心」
のことだと考えられる。

このような二種類の「相対的アプリアリ」が明らかにになった今、
次に問題となることは、先ずこのそれぞれが「統一像」形成におい
て果たす役割である。そしてさらにどのような「相互作用」がこれ
ら二つの要因間に働いて「理解」を可能にしているのかが問われね
ばならない。

3. 相対的アプリアリとしての「法則」

ジンメルは、この「法則」と呼ばれる「アプリアリ」の理解作用
に対する具体的な適用の仕方を次のように示している。すなわち「あ
る者が他の者に呈示する純粹に外的なものから、無数の無意識の諸
前提に基づいてあの思考や感情の帰結がもたらされる。」¹⁸

ジンメルは純粹な外的事象のみによる連関は歴史の対象から外し
ているし、また内的事象同士の関係においてはその方向の違いに論
理的身分の差はない。しかし、内的事象と外的事象の関係には二種
類の方向、つまり外↓内関係と内↓外関係の二つを考える必要がある。
よって「無意識の無数の諸前提」は、「 $A \rightarrow P$ 」と「 $P \rightarrow A$ 」の
形をとる二種類の法則からなる。この内の前者については「純粹に
外的なもの（A）」は初期条件にあたり、そこからの演繹で「思考
や感情（P）」の帰結が得られることになる。この外的な刺激に対

する内的反応の推測は、直接確認し得ないが、その内的反応が動機
となりもたらされる行為によって一応外的に検証可能である。すな
わち「 $P \rightarrow A$ 」が想定された場合、Aが現われることによりPが確
認されるのである。しかし前者の「 $(A \rightarrow P) \cdot A \rightarrow P$ 」は仮言三段
論法という形式を持つので論理的に妥当といえるが、後者の場合は
必ずしも真かどうかは決定できない。つまりAによるPの確認とは
「おそらくPだろう」という程度で、「絶対にP」とまでは言えな
いのである。このことは複数の「法則」に並立可能性を認めること
につながる。この問題についてはジンメル自身次のように指摘して
いる。

「この諸前提の確定は、我々が同じ内的出来事にしばしば全
く異なる外的結果が結びつくのを見ることにより非常に微妙で
かつ困難なことになる。このことはただあの最初の出来事の心
的付随物もしくは心的結果の相違によってのみ我々に理解可能
である、すなわちその最初の出来事は結果の相違に應じてあれ
やこれやの全く対立する心理学的規範のもとに服さねばならな
いことになる。」¹⁹

この具体例として、一方でロベスピエールがエベール派の人々の
希望の実現に援助を与えたことによりエベール派は彼の味方になっ
たという記録がある。しかし他方で、十四世紀のある一人のラヴェ
ンナ市民が敵達に対して慈悲的行為をとったとき、彼の敵達がかえ
って彼を攻撃し破滅させてしまったという例もみられる。すなわち
「我々は、一方の場合には、慈善行為あるいは支配権の獲得が、接

合し結合させる心的な結果をもたらしたということであらう。一方の場合には、外的な行為としてはそれ自体何ら相違を生み出す理由は見い出されないにもかかわらず、それらが、排除し離反させる心的作用を及ぼしたということに満足する。²⁰⁾ これらのことは、定式化すると「A→P」および「A→Q」となる二つの法則が併存し、そのいずれが現実作用するかは時と場合による、ということを表している。

ここで取り得る選択肢は二つある。一つには、このような「相対的アプリアリ」は並立する複数の判断基準となり、真なる認識が一つに決定しないので「法則」とは言えない、とすること。もう一つの道は、やはりそれは「法則」なので最終的には唯一真なるものが判明するはずだと考えること、この二通りである。このどちらを選択するかは初版におけるシンメルの認識目標にかかわる問題である。その点についてシンメルは次のように述べている。

「我々が性格の統一性や展開の下、目的と手段の共属の下、心理的な原因決定の下で考えることは、それをもって動いている全ての人間に対して抽象的にでなく、人格的形式において現れ、論理のカテゴリーとしてではなく——それは到達し得ない認識の理想だろう——その経験、本能、感情の総体をもった人格によって支えられる心理的力としてその歴史的素材に作用する。²¹⁾」

ここで「性格の統一性」など様々な「形式」は「論理のカテゴリー」でなく「心理的力」であるとされている。これまでの概念を用いる

と、この「カテゴリー」は「法則」を、「力」は「関心」のことを意味するだろう。しかしこの場合これらの対比は「カテゴリー」と「力」の間よりむしろ、「論理的」と「心理的」の間になされているのではないかと思われる。というのもシンメルは同様に「抽象的」と「人格的」をも対比させる一方で、ここでは「力」と「カテゴリー」の両方を「形式」と呼んでいるからである。この「人格的形式」は「力」も「抽象的」でなく具体的な「相対的アプリアリ」である。つまり、それが作用し得る「素材」の範囲が限定されており、ある一定の対象にのみ適用可能なのである。しかしシンメルはこれには満足せず、「論理のカテゴリー」の方を「認識の理想」としている。この理由を彼は次のように述べている。

「アプリアリの普遍性と必然性はその本質的な指標として妥当する。しかしここではその内容が普遍的ではなく、かえって個別的なアプリアリが問題になる。そしてそれは認識一般のこの位置から何らかのアプリアリによって満たされて規定されるという以上に普遍的でも必然的でもない、一方でその無数の可能な充実のうちどれがまさに今提示されているケースにおいてそうなるかは全く未決定であり偶然的なのである。²²⁾」

つまりシンメルは「アプリアリ」の「本質」として「普遍性」と「必然性」を求める。そこで彼が「論理のカテゴリー」を「認識の理想」とするのにも、これがそのような性質を持つものとみなされているからであろう。しかし「相対的アプリアリ」にはそれが欠けていて、何らかのアプリアリが働いているはずだというだけの「偶然

的」なものになっている。これは「相対的アプリアリ」が単なる事実と「絶対的アプリアリ」の中間に位置していることによる。それに対してジンメルは「法則」にも「普遍性」と「必然性」を求め、たとえ今は相対的な段階にとどまっているとしても、目標としては絶対的な真理へ向かおうとするのである。そのような「法則」をジンメルはいかに得ようとするのか、またそれと「関心」との関係等の問題は次の第二章で考察されることとなる。

第二章 歴史の法則について

1. 【全体状態についての法則の不可能性】²³

一章で相対的アプリアリとしての「法則」について、それが「相対的」である限り、唯一真なる認識に到達するための必然性と特に普遍性が得られないのではないかという問いが提出された。それに対して一つにはそれは歴史の法則である限り仕方のないこととするか、あるいはやはり「法則」である以上認識の必然性は保証されねばならないとする立場が考えられる。このうちジンメルは後者の立場を認識理想として選んだが、その理想を実際にどのように満たすつもりなのだろうか。その議論は、この書『歴史哲学の諸問題』の第二章で【法則の概念】を定義することから始められる。すなわち「出来事の法則一般を人は一定の事実の出現に従って無条件に——つまりいつでもどこでも——一定の他の出来事の出現が帰結する、という命題として矛盾なく定義できる。この後者の事実も、もし他

の出来事がそれと同じ時——空上の位置に衝突したならば、外的には純粹な形で見えることはないだろう。決定的なことはあの最初の事実は、放置しておけばこの結果にいたること、そしてそれは何らかの他の諸事実と作用し合いその結果を歪めたとしても、その合力からいつでもその分担部分がそのまま見出され得るということである。²⁴」

つまりジンメルの考える「法則」とは具体的な事象間の因果関係を一般化したものであり、 $A \rightarrow B$ と定式化し得るものである。ところが実際の歴史的出来事においては常に $A \rightarrow B$ という形になるとは限らず、 $X \rightarrow Y$ というベクトルを持つ別の事象が関係してきて、 $(A+X) \rightarrow Q$ という新しい合力を生み出すことがある。そこで

$A \rightarrow B$ のはずなのに、 $A \rightarrow C$ となることもあるというアプリアリの相対性の問題は、実はAもより部分的な要素からの合成であるためではないかとジンメルは考える。そこで彼は次のように語っている。

「我々が先ず全体的状態Aが状態Bに移行するのを見ると、き、この経過は我々に法則的なものとして見えるかもしれない、つまりAは構成要素abcから、Bはabc₁から組み立てられていることを我々は確認する。するとたとえaが結果αをもたらしたと我々が認識するのは、我々がA₁の結果B₁を観察し、その際A₁はabcから、B₁はabc₁から成り立っているという時である。さらにaとαもその関係が特殊な諸法則のもとにある部分的諸過程に分解されることによって、この認識行程が追求されていくなら、それは最終的には全ての出来事の要素に、

つまり最小部分相互の関係を規制し、その共働作用が諸現象の表層での複合的事実を規定する諸法則に、到達するにちがいない。²⁵⁾

シンメルは全体状態間の移行、つまりA→Bを一回限りの事実とみなしているので、最終要素の作用が確定したところで初めてそれを支配する「法則」について語り得ると考えられる。つまり「あの第一の法則によってそしてそれによってのみ、すべての一般的に起こり得る運動はその十分な説明と原因となる力への還元を見いだすのである。²⁶⁾」

2. 歴史法則の例「統計的法則」と「普遍概念」

このような全体状態間の移行を示す、一般に「歴史的なもの」と思われている「法則」の例として、シンメルは「統計的法則」と「普遍概念」を挙げている。先ず前者について、例えばある社会の自殺定数、つまり一万の年間死亡例の内に一定数の自殺が見出されることは、やはり「法則」でもなんでもない。「この観察された自殺はすべてただ社会的および心理的諸力の結果もしくはこれを支配する諸法則の結果にすぎない。また要するにかくかくの数の自殺があるということはこれらの法則が所与の素材に作用した結果であり、それ故それ自体は法則たり得ない。」²⁷⁾つまりこの定数は状況に変化の無いことを前提にした大量数の傾向を示すだけなので、個々の事例の原因（つまり自殺動機）である自殺者本人の個人的事情を説明する能力はない。そして「個々の自殺者にとっては、彼の他にかくか

くの数の他人が同様に自殺するかどうかということはやはり明らかに何の関係もないことであって、また彼の行為がその現実化の結果であるところの自然法則の内には、一万の死亡例においてかくかくの数の自殺者が含まれるという法則など明らかに見出されない。²⁸⁾

「普遍概念」の具体例としてシンメルが挙げているのは、社会の「分化」や「発達段階」の「法則」である。この内後者について彼は次のように語る、すなわち「全ての民族が若年、壮年、そして老年の諸段階を経ていくこと、そして個々の諸現象はまさにこの法則の力と妥当性から説明されるということが、《歴史法則》だと言われる。²⁹⁾しかし上記の理由からシンメルは当然これを認めず、「先代の目的論的思考の遺物」だと批判する。つまり「無数の個々の原動力や状態の帰結もたらした全体印象が、まちがったやり方で原因そのものとして逆に投影されている。民族が若いのは、それがこれこれの膨張力を有し、また展開しているからである、つまりより厳密に言うとなつての個々の行為を規定する特殊な諸法則に従っているからである。しかし逆にそれが若いからこれら全てがそのような行為を伴って起こるのではない。³⁰⁾これをシンメルが「目的論的思考」と呼ぶのは、目的は手段を原因として実現するが、その結果となるはずの目的こそが手段となる行為そのものの原因（動機）とみなされるからである。よってこのような考え方は説明されるべきものを以てそれ自身を説明しようとするある種の循環論法に陥っていると彼は考える。そこで「もし人が歴史的發展を若年から壮年へ等の経過の必然性から理解しようとするなら、それは最悪の自己欺瞞であ

る。若年がそれ自体から発展するのではなく全くなく、この全体的現象は個々の影響や諸力の結合の結果である⁽³¹⁾。

3. 【歴史法則の意義】⁽³²⁾

確かにジンメルの言うように、今ある形の「歴史法則」では認識のアプリオリとしての普遍性も必然性も欠けていると言わざるを得ない。しかしこのような歴史認識における「全体状態の法則」の在り方について二つの問題がある。一つには、歴史認識はその「法則」が最終的に決定するまで真なものではないので、無意味なものとなりはしないかということ。そしてもう一つは、そもそも認識の分化は完全に普遍的な「法則」にまで到達し得るかという問題である。この内先ず前者の問いについて、ジンメルは次のように答えている。

「歴史法則のこれら全ての到達不可能性は、その価値が認識の理想で測られるとき生じてくる。しかし他方で認識一般の不完全性が考慮され、絶対的な認識でないものはそこへの相対的段階にありえないかどうか問われたとたんに、その同じものが成り立ってくる⁽³³⁾。」

たしかに「歴史法則」は未だ「法則」と呼ぶには普遍性と必然性に欠けている。しかし認識が一般に全体的・複合の対象から特殊なものへと分化していくものだとしたら、「歴史法則」も最小部分間の「法則」への途上にあるといえるだろう。その場合、この認識の「相対的段階」にも、絶対的な完成形態への手引き、もしくは最初の方角付けという機能が考えられる。そこで「次のことを私は信じ

ている、つまりいわゆる歴史法則は形而上学的な表象が世界現象一般に対してそうであるように、歴史的諸事象の厳密な認識の先取りなのである。歴史法則は歴史認識の頂点に達していると信じられていたものほどあてにならず、それはこのための出発点もしくは通過点としてとりわけ役に立つのである⁽³⁴⁾。」

最終目標へは至らずとも、途中の段階でも「厳密な認識の先取り」という意義があるとすることは、「いわゆる歴史法則」に相対的な妥当性を認めることになる。すなわち「この原理を構成的法則とみなす思い違いは、それが発見的 (Heuristische) な格率としていわば試験的に適用され、その適用可能な範囲が確定されるという実際上の結果をもたらす⁽³⁵⁾。」

これは条件付の必然性にも、その条件の範囲内では相対的に有効であるという積極的な評価が下されることを意味している。つまり全か無かの二項対立でなく、普遍性にも漸進的な程度の移行を認めることで、 $A \rightarrow B$ と $A \rightarrow C$ が両立可能となるのである。そこでジンメルも次のように語っている。「もちろんこれは法則ではない、というの法則にはその妥当性の限界などないからである。しかし、対立する格率の相互の限界付けの認識によって一方あるいは他方の出現する可能性を与えるより高次の格率が得られることで、それは法則への準備になる⁽³⁶⁾。」

4. 【叙述科学と法則科学の二元論】⁽³⁷⁾

ジンメルが「歴史法則」の意義を、実在の要素間の相互作用を規

定する「法則への準備」としてとらえていたことは、先に挙げた第二の問題をより重要なものとする。というのも「先取り」というかには、分化を進めていくことよって最終的には普遍的な「法則」へ到達することが前提されているからである。しかし果たして本当にそうだろうか？ この問題はケプラーの法則とニュートンの法則の関係を思い浮かべれば理解しやすいかもしれない。前者は後者に還元可能であるということ、その認識は一步前進したと言えるかもしれない。しかし今までもこれで最後と思われていたものが、実はまだ分解可能であることが判った例が科学史には多々ある。そのことはニュートンの法則にすら当てはまり、それもまた他のものよって説明されるかもしれない。それなのにこれで最後と何故言い切れるのか？ その点についてジンメルも次のように認めている。すなわち「問題なのは次のことである、つまり仮りに最も要素的な運動とその形式の知識が我々に世界的事件について全く満足いく説明を調達し得たとしても、我々は決してその分析が実際に最終的なものに到達しているかどうかを知り得ないので、それを断念してしまうだろう。」⁽³⁸⁾

これまでジンメルは、分化を続けていけばいつかは最終的な要素間の「法則」にたどり着けることを前提として議論を進めてきた。しかしここで彼がそのことを疑問視しているのは、それがほぼ無限の行程になるので実用に適さないと考えているためではないだろうか。というのもジンメルは次のように述べている。すなわち「化学的原子は潜在的にさらになお分析可能であり、それが原子として化

学者の目的に適用されるのは、ただそのさらなる分析が彼の関心を引かないからである。」⁽³⁹⁾

科学的認識が絶対的に真であることは、その最終目標であつて、そこへ至る過程にある段階としてはそれを完全に満足させることはできない。そこで、どの程度の相対的な真理で一応の満足を得るかは、その認識に対する「関心」によつて規定される。すなわち認識者の「関心」こそが分化の行程を必要なレベルで停止させ要素的事象が何か、そしてそれら結びつける「法則」は何かを決定するのである。それではジンメルは「関心」が「法則」より高次の認識原理だと考えているのだろうか。これらの関係について、ジンメルはここでは簡単に次のように述べている。すなわち「この関心は、我々にただ出来事の可能性と他の仕方では確定された現実との連関には到達させるがそれ自体には達し得ない法則に対して、完全な自律性と等価性がある。」⁽⁴⁰⁾

この「法則」と「関心」とが、第一章で「相対的アプリアリ」として提出された「統一像」形成の二つの主要な要因であった。これはジンメルの言葉によると、互いに「自律」し「等価」なので、歴史認識においてそれぞれが果たす役割は異なり、どちらか一方に還元されたりはしない。しかし上記のように相互作用は行なうので、それは無関係という意味ではないだろう。そこで特に「関心」について、その機能や「法則」との関係のより具体的な詳細が次に問題となる。それらに関しては次の第三章「歴史の意味」で明らかにされるはずである。

第三章 歴史の意味について

歴史認識において、その真理性を規定する「法則」に対して「関心」というそれとは異なるアプリアリの必要性が既に明らかになった。すなわち「関心」は分化の、つまり単位的要素とそれを支配する「法則」のレベルの選択原理として機能するのである。しかし認識の構成要素のレベルを決定しただけでは要素そのものを決定したことにはならない。というのも認識はそのレベルにある全ての要素から成り立っているのではないからである。

「純粹に客観的に受け取れば、同じ諸力が歴史的存在の全ての点を通して氾濫している、つまり事実上全てが全てに対して条件となつてゐるにもかかわらず、我々の認識欲求はこの實際の關係の一樣性に従わない。厳密な研究にも一定の価値があるように見えるが、他方でそうではない、つまりそれはその純粹な因果關係からそのような価値の差異が生じない点を強調したり無視したりしてゐるのである。」⁽⁴¹⁾

複合事象を分化していくにつれ單位事象の数は増加する。それだけでなく世界には無数の出来事が相互に作用し合つてゐるわけだから、それら全てについて認識を行なうことはできない。そこでその内、認識者にとって重要と思われるものだけが取り上げられることになる。すなわち「関心」は要素のレベルだけでなく、要素そのものの選択原理としても働くのである。よつて「法則」に基づき真な

る認識を追求するはずの「厳密な研究」も全ての要因を平等に取り扱つてゐるわけではない。しかし「純粹な因果關係」に対して「価値(関心)」が「強調」や「無視」といった加工を行なうことによつて、その普遍性と必然性が保証されなくなつてゐるのではないか。その点についてもジンメルは次のように語つてゐる。

「もしいつたん何らかのものが主要なものとしてあるいは歴史の固有の意味として仮定されたなら、もちろん本質的なものとどうでもよいものとの違いは客観的である。しかしそもそもあの価値設定が生じること、そしてそれがこの一定の内容に向けられて、他には向けられないこと——これは歴史的現実にとつて主観的もしくは形而上学的な付属品である。その素材を越えた全体の意味や意義の理念による素材の強調や形式付与が排除されるといふ意味での、實在論的な歴史觀察は存在しない。」⁽⁴²⁾

「価値設定」はただ「主観的」に行なわれ、それには理由がない。というのもそれをより上位の価値で基礎付けることは単なる無限後退に陥るだけだからである。そこでジンメルも「あれやこれやの規定が価値として感じられるという事實は、全ての実践的生活と倫理的評価の最終的なそしてそれ以上基礎付けられない基底である」と語つてゐる。しかしこの「価値設定」の主観性には、「相対的アプリアリ」一般に共通する相対性、すなわち必然性と普遍性の欠如が付きまとう。特にこの「価値」は選択の原理として対象の限定を行なうために設定されるもので、初めから普遍性の要求を拒否し

ているのである。

この「法則」と「関心」という二つの「相対的アプリアリ」は協働して一つの「統一像」を形成するはずだが、これらは同じ認識理想を共有していない。そこでこれら二つの関係をどのように調和させるのが問題となるが、その点についてジンメルは次のように述べている。

「最も普及している理論によると、経済財の価値がその希少性と有用性に従って、つまり一方の縮小は他方がそれに応じて増大するならばその結果に対して無関係であるような二つの乗数に従って、規定されているのと同様に——認識の価値はその確実性とその関心に左右される。確実性は高いが、その客体の意義はより少ない理論的思考は、理論的価値の目盛りにおいてはより高い関心はあるが、確からしさがぐらついている対象についての認識と同じ位置をとる。しかしその乗算において一方の要因は任意の大きさとなり得るが、他の要因がゼロであるならば、その結果もゼロである。つまり高い有用性を持つ対象も、それが絶対的に希少性に欠けているならば——古典的例では呼吸に対する空気——経済的価値はない、そして同様確かに非常に貴重でも絶対的に需要がないなら経済的価値はないのである。それと対応して、認識も確かに完全に確実かもしれないが、だれもそれについて問わないような客体については、非常に重要な対象に関わるがその正当性の保障が絶対的に無い認識と同様、無価値である。歴史形而上学の解明は、確かにこの後者の限界事

例に近づいているように思われる。⁽⁴⁴⁾

これら「確実性」と「関心」は互いに全く異なる価値であり、調和するものではない。つまりジンメルが既に語っていたように、互いに「自律」し「等価」なのである。そこで双方ともが歴史認識にとって同じように必要とされ、全体としての認識価値はこれらの「乗算」によって表されるのである。

確かに「乗算」することによって、ゼロの項さえなければ何らかの値は出てくることだろう。しかし両項の「自律」性が単に異質なのでなく、背反するものである限り目標となる最高値を得ることはできない。というのも、「関心」を導入した時点で原理的に認識の普遍性は限定されるからである。現段階としては相対的な確実性で満足するしかないのは事実だが、そのレベルアップが最終段階にまで至る可能性を排除している以上、これはプラクティカルな要請に基づいた暫定的な解決に過ぎないと言えよう。

ジンメルのイメーシする「歴史認識」像が「厳密な研究」と「形而上学」との間で揺れている、というより分裂しているのもこのためだと思われる。すなわち「確実性」と「関心」という異なる二つの価値をそれぞれに追いついて求めているので、研究に一貫した方向性が見られないのである。もしこれが役割分担をしているのであれば、方向が一定しなくても、何らかの統一像は得られるかもしれない。しかしこれらは相互補完するものではないので、ジンメルは二つの価値の「乗算」によって中間地点でバランスを取ることを選んだ。ただ、繰り返しになるが、これは暫定的な解決に過ぎないので、結

局のところ中途半端なままに終わってしまう危険性がある。よって無理なバランスを取ろうとするよりは、この相反する二項の統合を図るべきではないだろうか。

この『歴史哲学』初版と第二版との間には大きな書き換えがあることは最初にも述べたが、その改訂と価値統合の問題とはどのように関わるのだろうか。これはシンメルの歴史認識枠組みの整合性を否定しようとする中心問題なので、おそらく二版以降の改訂においては統一的な「歴史認識」像を造り上げる試みがなされているものと思われる。この点に関して、中期以降のシンメルの歴史認識論の展開をテキストに沿って比較検討することは、今後の課題として残されている。

注

- (1) vgl. Becker(1971), Beyers(1985)
- (2) vgl. Tenbruck(1958)
- (3) vgl. Simmel(1917)
- (4) vgl. Schnabel(1974), Pohnmann(1987), Helle(1988), 西谷(一九九〇)
- (5) 各章題はシンメル自身が使用しているタイトル。
- (6) Georg Simmel, Die Probleme der Geschichtsphilosophie, 1892
Leipzig (In: Gesamtausgabe 2, 1989 Suhrkamp) S.299
- (7) *ibid.*, S.299
- (8) *ibid.*, S.303
- (8) *ibid.*, S.307
- (10) *ibid.*, S.322
- (11) *ibid.*, S.338

- (12) *ibid.*, S.304
- (13) *ibid.*, S.305
- (14) *ibid.*, S.338
- (15) *ibid.*, S.337
- (16) *ibid.*, ss.332-3
- (17) *ibid.*, S.333
- (18) *ibid.*, S.308
- (19) *ibid.*, S.309
- (20) *ibid.*, ss.310-1
- (21) *ibid.*, ss.326-7
- (22) *ibid.*, S.327
- (23) 【 】はシンメル自身の附けた節題からの引用
- (24) *ibid.*, S.339
- (25) *ibid.*, S.340
- (26) *ibid.*, S.344
- (27) *ibid.*, S.361
- (28) *ibid.*, S.361
- (29) *ibid.*, S.364
- (30) *ibid.*, S.365
- (31) *ibid.*, S.365
- (32) 第一四節
- (33) *ibid.*, ss.366-7
- (34) *ibid.*, S.372
- (35) *ibid.*, S.374
- (36) *ibid.*, S.375
- (37) 第五節
- (38) *ibid.*, S.345
- (39) *ibid.*, S.345
- (40) *ibid.*, S.349

- (14) *ibid.*, S.392
 (15) *ibid.*, S.394
 (16) *ibid.*, S.387
 (17) *ibid.*, S.407

井原俊雄博士論

- Simmel, G. (1892) Die Probleme der Geschichtsphilosophie. Eine erkenntnistheoretische Studie. Leipzig
 (1905) 2., völlig veränd. Aufl
 (1907) 3., erw. Aufl
 (1922, 3) 4. Aufl 5. Aufl

森岡〇淵博士論

- (1916/57) Das Problem der historischen Zeit.
 (1917/18) Die historische Formung. — Logos 7.
 (1918/57) Vom Wesen des historischen Verstehens.
 (1957) Brücke und Tür. Essays des Philosophen zur Geschichte, Religion, Kunst und Gesellschaft, hrg. von Michael Landmann. Stuttgart : Koehler
 (1917) Grundfragen der Soziologie

小宮文雄博士論

- Hintze, O. (1893) Besprechung ; G. Simmel, Probleme der Geschichtsphilosophie. In ; Deutsche Literaturzeitung 14, 779-781
 Meinecke, F. (1894) In ; Historische Zeitschrift 72, 71-73
 Tenbruck, F.H. (1958) Georg Simmel (1858-1918) KZSS, 10, 587-614

- Becher, H.J. (1971) Georg Simmel — die Grundlagen seines Soziologie, Stuttgart
 Schnabel, P.E. (1974) Die Soziologische Grundkonzeption Georg Simmels, Stuttgart

Felman, F. (1980) Georg Simmels Theorie des historischen Erkenntnis und die Befreiung vom Historismus In ; Archiv für Geschichte der Philosophie 62

Beyers, A.M. (1985) Dynamik der Formen bei Georg Simmel. Duncker & Humblot, Berlin

Pohlmann, F. (1987) Individualität, Geld und Rationalität. Stuttgart

Helle, H.J. (1988) Soziologie und Erkenntnistheorie bei Georg Simmel. Darmstadt

西谷敏 (一九九〇) 『社会科学における探求と認識』 未来社